

証 明 願

特許印紙

貼付場所

※収入印紙ではありません

令和 5 年 4 月 1 日

(1 4 0 0 円)

特許庁長官 殿

請求人

住所（居所） 東京都千代田区霞が関 3－3－3

氏名（名称） 特許株式会社

代表者 特許太郎

（代理人） ※法人の場合は代表者名を記載

住所（居所） ※代理人がない場合には、請求人の

氏名（名称） 担当者、電話番号を記載してください

担当者

電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則第 27 条の 3 の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

1 事件の表示 特許第 1 2 3 4 5 6 7 号

2 事件との関係

3 特許出願人（特許権者）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関 1－3－1

氏名（名称） 経済一郎

4 寄託機関 独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許生物寄託センター

5 受託番号 F E R M ○－○○○○

6 交付方法 郵送 ※特許庁の窓口で受ける場合は「手交」と記載

7 添付書類の目録

(1) 分譲請求書

2 通 ※寄託機関提出用と特許庁控用

(2) (

通) として 2 通を添付します

[記載方法]

- 1 記載例のように、提出する日になるべく記載します。
- 2 「請求人」、「代理人」の欄には、請求人、代理人の住所(居所)、氏名(名称)を記載します(法人にあっては「氏名(名称)」の欄の次に「代表者」の欄を設け代表者の氏名を記載します)。代理人がない場合には「請求人」の欄に「担当者」及び「電話番号」の欄を設けてなるべく記載します。
- 3 「事件の表示」の欄には、特許出願中のものは「特願 2 0 2 2 - 4 9 9 9 9 9」のように出願の番号を、特許権に係るものについては「特許第 1 2 3 4 5 6 7」のように特許番号を記載します。
- 4 「事件との関係」の欄には、特許法施行規則第 2 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の場合のみ記載し、同条同項 1 号の場合には「事件との関係」の欄は設けるには及びません。第 2 号の場合には「警告を受けた者」、第 3 号の場合には「拒絶理由通知を受けた者」と記載し、それぞれの関係を証明する書面を添付します。
- 5 「特許出願人(特許権者)」の欄には、最新の特許出願人(特許権者)の住所(居所)、氏名(名称)を記載します。
- 6 「寄託機関」の欄には、寄託機関の名称を正確に記載します(略称は認められません)。
- 7 「受託番号」の欄には、国際寄託番号又は国内寄託番号を記載します。
- 8 「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。
- 9 手数料については、「特許印紙」により納付する場合には様式左上の余白に特許印紙を貼付し(円)に納付金額を記載します。「クレジットカード決済」により納付する場合(請求書を直接窓口提出する場合に限ります)には「交付方法」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け納付金額を記載します。「現金納付」により納付する場合には「添付書類の目録」の欄に「納付済証(特許庁提出用) 1 通」と記載し「納付済証(特許庁提出用)」を添付します。

(クレジットカードの記載例)

7 指定立替納付 1 4 0 0

(現金納付の記載例)

7 添付書類の目録

(1) 納付済証(特許庁提出用) 1 通
- 10 添付書類について
 - イ 分譲請求書
 - ・「IV. 請求書の宛名と送付先」は、請求人又は請求人代理人になります。
 - ・「V. 微生物の送付先」が、請求人以外の場合は、請求人との関係を明確に記載

します。

- ・分譲請求書は、2 通を添付して提出します。

ロ 代理人が請求する場合は、「証明願」に代理人の欄を設け、代理権を証明する書面を添付します。

- ・微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させることはできません。

(特規則27の3. 2)